

## 6 災害時要援護者の現況

災害時における要援護者に対する支援体制としては、一定の基準に基づき災害時要援護者名簿を作成し、その名簿を各関係機関（対応主体）に配布しています。平成20年12月現在で1,770人の方が名簿に登録されています。

名簿に登録される基準は、次のとおりで同意された方のみが記載されます。

### 災害時要援護者の状況

対応主体	避難行動要支援者	情報伝達要支援者	合計
自治会・自主防災組織	312人	43人	355人
消 防 団	24人	1人	25人
民生委員・児童委員	1人	613人	614人
介護サービス事業所	127人	649人	776人
合 計	464人	1,306人	1,770人

資料：市高齢介護課 平成20年12月現在

### 災害時要援護者の基準

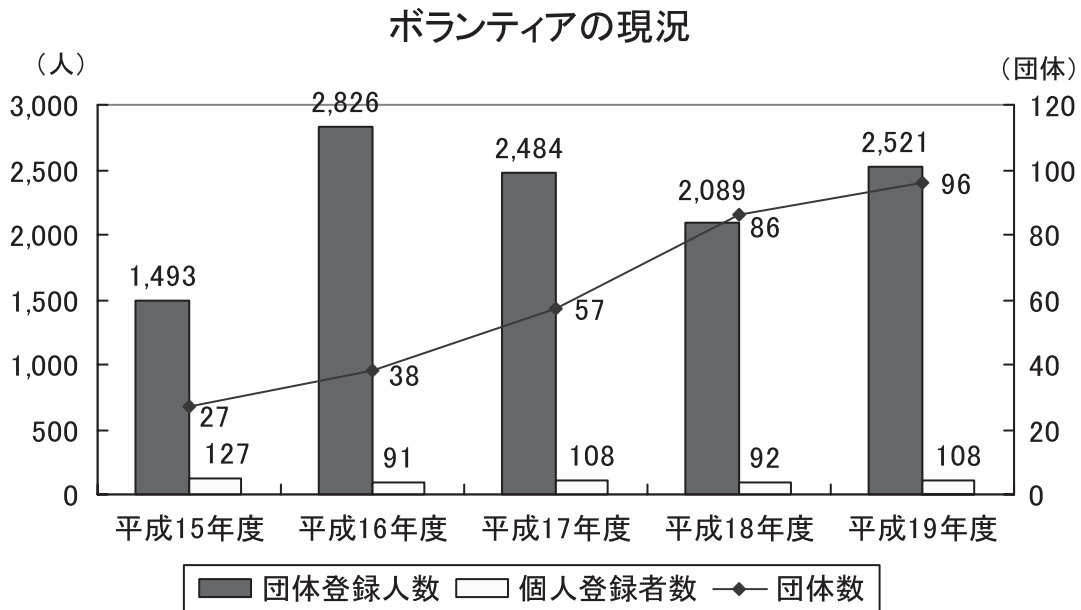
避難行動要支援者	情報伝達要支援者
<p>◎ 次のいずれかの要件を満たす者であって、生活基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び高齢者・障がい者のみ世帯に属するもの</p> <p>① 要介護認定3～5を受けている者</p> <p>② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者 （心臓・腎臓機能障がいのみで該当する者は除く）</p> <p>③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者</p> <p>◎ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者</p>	<p>◎ 次のいずれかの要件を満たす者であって、生活基盤が自宅にあり、かつ避難行動要支援者に該当しないもの</p> <p>① 要介護認定3～5を受けている者</p> <p>② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者 （心臓・腎臓機能障がいのみで該当する者は除く）</p> <p>③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者</p> <p>④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者</p> <p>⑤ 市の生活支援を受けている難病認定者</p> <p>◎ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者</p>

## 7 地域活動の現況

### (1) ボランティアの現況

本市のボランティア\*団体数の推移は、増加傾向にあり、三条市社会福祉協議会で把握している団体は、平成19年度末現在、96団体となっています。特に福祉系以外のボランティア団体の増加が目立っています。

また本市には三条市ボランティア連絡協議会が組織されており、その加盟団体数は平成19年度末現在、30団体となっています。



資料：社会福祉協議会 各年度3月31日現在

### 三条市ボランティア連絡協議会加盟団体

平成20年3月31日現在（順不同）

ら ん な ん	わ ら び 会	な で し こ の 会
三条市老人クラブ社会奉仕団	三条地区BBS会	明るい社会づくり運動三条協議会
(社)燕三条青年会議所	大野畑婦人連絡会	生涯学習ボランティア「かなえの会」
赤十字安全奉仕団三条市分団	国際ソロブチミスト新潟-茜	NPO 三条おやこ劇場
イルカの会(三条地区自覚症患者を育てる会)	あ け ぼ の 会	三条おもちゃライブラリー
難病ボランティア「まめの会」	草 の 会	姉妹グループ「みんなで〇〇を楽しむ会」
メダカの笑楽行	高齢者ボランティアグループ「ふきのとう」	車椅子レクダンス普及会「矢車草」
ボランティアグループ「〇」	つ か の め 文 庫	聴覚障害者「三条市すずね会」
市 華 会	三条手話サークル	三条要約筆記サークル
三条市点訳奉仕会	音声訳「虹の会」	音声訳「つわぶき会」

※ ボランティア…自発的に無償で行う奉仕活動、またはその活動を行う人のことをいう。